

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

山口県知事 様

報告書提出日

建築士事務所山口県登録第

号

建築士事務所の名称

建築士事務所の所在地

〒

建築士事務所の電話

建築士事務所のFAX

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

会社名

役職

氏名

今回の報告書の対象の事業年度

～

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

